

許可番号 04050038463

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市中川区江松五丁目 608 番地

氏 名 有限会社水谷ケミカル  
代表取締役 水谷 真伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許 可 の 年 月 日 令和 元 年 8 月 7 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 6 年 8 月 6 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

裏面のとおり

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
なし

5. 積替え許可の有無

有  無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有  無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

標記する。保管方法等の規定は、(揮発油類、灯油類及び軽油類)の貯蔵方法の規定に従う。

2. 事業の範囲

本項の規定は、(揮発油類、灯油類及び軽油類)の貯蔵方法の規定に従う。

3. 要件

(1) 延命指標

水銀器（水素ガス）の貯蔵方法の規定に従う。

4. 構造・設置

構造・設置は、(揮発油類、灯油類及び軽油類)の貯蔵方法の規定に従う。

5. 管理

管理は、(揮発油類、灯油類及び軽油類)の貯蔵方法の規定に従う。

6. 汚染性廃棄物

污染性廃棄物の貯蔵方法の規定に従う。

7. 緊急措置

緊急措置は、(揮発油類、灯油類及び軽油類)の貯蔵方法の規定に従う。

8. その他

その他は、(揮発油類、灯油類及び軽油類)の貯蔵方法の規定に従う。

9. 事務手帳

事務手帳は、(揮発油類、灯油類及び軽油類)の貯蔵方法の規定に従う。

10. 罰則

罰則は、(揮発油類、灯油類及び軽油類)の貯蔵方法の規定に従う。